



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	建 築 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出	〃
・保安林の指定の予定（2件）	林 政 課
・道路の区域変更（5件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（10件）	〃
・建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者	建 築 課
・建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有する者	〃
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・県営土地改良事業変更計画の決定	農 村 整 備 課
◎ 正 誤	
・平成30年12月7日付け長崎県公報第10781号中	道 路 維 持 課
○令和元年11月29日付け長崎県公報第10878号中	建 築 課

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第5号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年長崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（指定登録機関への書類の交付） 第21条 知事は、指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号	（指定登録機関への書類の交付） 第21条 知事は、指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号

に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 第37条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の添付書類に記載された事項 2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。 (1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法 (2級建築士等試験事務の実施結果の報告) 第37条 略 2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第28条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号又は第2号に掲げる書類を添えなければならない。 3 略	に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 第37条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項 (2級建築士等試験事務の実施結果の報告) 第37条 略 2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。 3 略
---	---

附 則

この規則は令和2年3月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
桜町調剤薬局 三井薬店	永田 厚子	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1050-17	令和2年2月1日	令和8年1月31日
あおぞら薬局	ヒューレックス株式会社 代表取締役 香田 加乃子	長崎県五島市吉久木町626-1	令和2年2月1日	令和8年1月31日
小浜海月薬局	合同会社SHO 代表社員 森山 由海	長崎県雲仙市小浜町北本町1682番地16	令和元年8月1日	令和7年7月15日

長崎県告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその

例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	変更事項	変更年月日
旧	医療法人紫雲会 本川 医院	医療法人紫雲会 理事長 本川 長弘	長崎県東彼杵郡川棚町中 組郷1489-1	医療機関名称	令和元年10月31日
新	医療法人紫雲会 本川 内科歯科医院				

長崎県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
清水歯科医院	清水 満廣	長崎県諫早市森山町本村879-1	令和元年12月31日

長崎県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	荻野 隆寛	長崎県東彼杵郡川棚 町百津郷41-149			令和2年1月14日

長崎県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
医療法人 たなか 歯科医院	長崎県諫早市小野 町8-1	医療法人 たなか 歯科医院 理事長 田中 広海	長崎県諫早市小野 町8-1	居宅療養管理指 導	令和元年12月1日

長崎県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
医療法人紫雲会 デイサービスセン ター だんらん	長崎県東彼杵郡川 棚町下組郷397番地	医療法人紫雲会 理事長 本川 長 弘	長崎県東彼杵郡川 棚町中組郷1489番 地1	通所介護・介護 予防通所介護・ 通所型サービス	令和元年12月1日
医療法人紫雲会 デイサービスセン ター 和家	長崎県東彼杵郡川 棚町中組郷1292番 地1	医療法人紫雲会 理事長 本川 長 弘	長崎県東彼杵郡川 棚町中組郷1489番 地1	通所介護・介護 予防通所介護・ 通所型サービス	令和元年12月1日
医療法人紫雲会 グループホームか わたな	長崎県東彼杵郡川 棚町下組郷397番地	医療法人紫雲会 理事長 本川 長 弘	長崎県東彼杵郡川 棚町中組郷1489番 地1	認知症対応型共 同生活介護・介 護予防認知症対 応型共同生活介 護	令和元年12月1日
医療法人紫雲会 居宅介護支援事業 所もとかわ	長崎県東彼杵郡川 棚町下組郷397番地	医療法人紫雲会 理事長 本川 長 弘	長崎県東彼杵郡川 棚町中組郷1489番 地1	居宅介護支援事 業	令和元年12月1日

長崎県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

南松浦郡新上五島町有川郷字横道2274・2277の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2271、2272の第1、2272の第3、2273の3、2278から2280まで、2281の2、2283の1、2284の1、2284の3、2284の4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

五島市岐宿町川原字貝ノ木畑3044（次の図に示す部分に限る。）、3008、3012の1、3012の2、3018、3019、3024の2、3025の3、3025の7、3029、3043、3045、3047の1から3047の5まで、3050、3051、3053、3055、字小川原3294の1・3322の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3283の2、3285、3297、3298の1、3298の2、3299、3301、3302、3309の2、3312の1、3316、3319の1、3319の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字貝ノ木畑3045・3047の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3044、字小川原3297・3298の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3294の1、3301、3322の1

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 貝津岳浜ノ畔線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市三井楽町浜ノ畔字平山1407番1地先から 五島市三井楽町浜ノ畔字高田3150番1地先まで	前	5.5～23.2	402.8	
	後	10.6～29.5	408.4	

長崎県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 御厨田代江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江迎町中尾320番1地先から 佐世保市江迎町中尾317番1地先まで	前	11.9～22.4	10.4	
	後	12.1～22.4	10.4	

長崎県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 御厨田代江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市御厨町前田免字上坊608番2地先から 松浦市御厨町前田免字上坊593番1地先まで	前	11.0～12.8	13.8	
	後	12.8～15.6	13.8	

長崎県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西海町丹納郷字岩添3011番1地先から 西海市西海町丹納郷字岩添3011番1地先まで	前	15.3～17.8	37.5	
	後	19.2～20.7	37.5	

長崎県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
杵岐市郷ノ浦町東触字平989番1地先から 杵岐市郷ノ浦町東触字上市山670番12地先まで	前	10.6～12.2	18.5	
	後	10.6～23.7	18.5	

長崎県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奈留島線	五島市奈留町大串字小河原1093番1地先から 官公有無番地先 (五島市奈留町大串字小河原1096番2)まで	令和2年2月28日

長崎県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 御厨田代江迎線	佐世保市江迎町中尾303番1地先から 佐世保市江迎町中尾318番1地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 御厨田代江迎線	松浦市御厨町前田免字上坊599番2地先から 松浦市御厨町前田免字上坊593番1地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	西海市西海町丹納郷字岩添3065番1地先から 西海市西海町丹納郷字岩添3011番1地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	壱岐市郷ノ浦町東触字平989番1地先から 壱岐市郷ノ浦町東触字上市山670番12地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町鹿町193番3地先から 佐世保市鹿町町鹿町182番2地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大村外環状線	大村市鬼橋町778番5地先から 大村市鬼橋町790番4地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	長崎市福田本町216番1地先から 長崎市福田本町63番2地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 日ノ島猿浦線	南松浦郡新上五島町間伏郷字赤越523番1地先から 南松浦郡新上五島町間伏郷字赤越523番1地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川奈良尾線	南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷字中山597番1地先から 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷字中山597番5地先まで	令和2年2月28日

長崎県告示第143号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、令和2年3月1日から適用する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者

- 1 次の表中アの欄に掲げる学校において、同表イの欄に掲げる科目を修めて卒業した後（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあつては修了した後）、それぞれの区分に応じ、同表ウの欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

ア	イ	ウ
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第749号。以下「告示第749号」という。）第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第750号。以下「告示第750号」という。）第1第1号又は第2号に規定する科目	2年

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	告示第749号第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	告示第749号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3年

（注）イの欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表中アの欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表イの欄に掲げる年数以上で、同表ウの欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表エの欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	告示第749号第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
		告示第749号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	4年

（注）ウの欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表中アの欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表イの欄に掲げる年数以上で、同表ウの欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表エの欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	告示第749号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年

	1 年	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目	2 年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3 年	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目	2 年
	2 年	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3 年
	1 年	告示第750号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	4 年

（注）ウの欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 この告示の適用の日前に平成3年10月9日付け住指発第441号（以下「旧建設省通達」という。）で定める課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程の種類に応じて定めた年数に満たない年数しか有しない者で、平成20年11月28日以後、同日前の建築に関する実務の経験年数と平成20年11月28日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程の種類に応じてそれぞれ旧建設省通達に定める年数以上を有することとなる者
- 6 平成20年11月27日前から引き続き旧建設省通達に定める課程に在学する者で、平成20年11月28日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧建設省通達に定める建築実務の経験を有することとなる者
- 7 その他知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識と技能を有すると認める者

長崎県告示第144号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号の規定に基づき、同条第1号と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、令和2年3月1日から適用する。

なお、建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者（平成30年長崎県告示第168号）は、令和2年2月29日限り、廃止する。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有する者

- 1 次の表中アの欄に掲げる学校において、同表イの欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表ウの欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

ア	イ	ウ
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第753号。以下「告示第753号」という。）第1第1号又は第2号に規定する科目	0 年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	告示第753号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1 年

（注）イの欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表中アの欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表イの欄に掲げる年数以上で、同表ウの欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの

区分に応じ、同表エの欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	告示第753号第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	告示第753号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第753号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

（注）ウの欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表中アの欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表イの欄に掲げる年数以上で、同表ウの欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表エの欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	告示第753号第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	告示第753号第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	2年	告示第753号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第753号第1第1号又は第2号に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

（注）ウの欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
 5 この告示の適用の日前に平成3年10月9日付け住指発第441号で定める課程を修めて卒業した者
 6 その他知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識と技能を有すると認める者

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
対馬市	H30年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 久根浜第1	令和2年2月18日
対馬市	H29年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 根緒第2	令和2年2月18日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、郷ノ浦地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月28日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
郷ノ浦地区土地改良事業変更計画書
- 縦覧期間
令和2年2月28日から令和2年3月19日まで
- 縦覧場所
壱岐市役所農林水産部農林課（石田庁舎）
土日祝日は壱岐市役所石田庁舎守衛室

正 誤

平成30年12月7日付長崎県公報第10781号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2165	13	南島原市南有馬町丙字廣間1928番1地先まで	南島原市南有馬町丙字五反間1928番1地先まで

令和元年11月29日付長崎県公報第10878号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1864	17	5 精神の機能の障害により一級建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クブ
宏リ
弥ント